

# News Release

令和 5 年 3 月 24 日  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

## 電気・ガス価格激変緩和対策に係る最終保障供給約款の 特例承認等について異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、一部の一般送配電事業者から申請のあった、電気・ガス価格激変緩和対策に係る最終保障供給約款の特例条件の承認等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、承認をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

令和 4 年 10 月 28 日に「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定され、小売電気事業者等を通じて料金の値引きを行う「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が開始することとされました。令和 4 年 11 月 22 日には、経済産業省から本件の申請者を含む関係事業者に対して、本激変緩和対策事業に参画するよう要請が行われました。これに伴い、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た約款の遵守義務を負う事業者から、令和 4 年 12 月 7 日付けで、経済産業大臣に対して当該約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請があり、同年 12 月 13 日、電力・ガス取引監視等委員会において認可等を行うことに異存ない旨回答したところです（同回答を踏まえ、承認を受けた供給条件を以下「旧供給条件」といいます。）。

昨今、みなし小売電気事業者における自由料金分野の料金値上げが行われているところ、一般送配電事業者における最終保障供給約款及び離島等供給約款の料金水準は、当該供給区域のみなし小売電気事業者が公表する標準的な料金メニュー相当と整理されていることから、今般、一般送配電事業者 10 社のうち沖縄電力を除く 9 社から最終保障供給約款の変更届出が、離島等供給約款を定める一般送配電事業者 7 社のうち沖縄電力を除く 6 社から離島等供給約款の変更届出がなされました。そのうち、最終保障供給約款及び離島等供給約款の変更に伴い旧供給条件についても変更する必要が生じた一般送配電事業者から、下記のとおり、当該約款以外の供給条件の承認等を受けるための申請がありました。

(※)

### ○最終保障供給約款関係(7件)

(2023 年 2 月 24 日付け)

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・四国電力送配電株式会社

(2023年3月1日付け)

・東北電力ネットワーク株式会社

(2023年3月9日付け)

・中国電力ネットワーク株式会社

○離島等供給約款関係(6件)

(2023年2月24日付け)

・北海道電力ネットワーク株式会社(高圧)

・東京電力パワーグリッド株式会社(低圧・高圧)

・北陸電力送配電株式会社(低圧・高圧)

・九州電力送配電株式会社(低圧)

(2023年3月1日付け)

・東北電力ネットワーク株式会社(高圧)

(2023年3月9日付け)

・中国電力ネットワーク株式会社(高圧)

【申請概要】(旧供給条件と同様)

最終保障供給約款及び離島等供給約款について、以下の供給条件の認可等を受けための申請

➤ 低圧で供給を行う場合

令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から7円/kWhを差し引いた額とする。令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

➤ 高圧で供給を行う場合

令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価については、約款に従って算出した燃料費調整単価から1.8円/kWhを差し引いた額とする。

本申請に関して、経済産業大臣からこれらの申請の承認を行うことについて、意見の求めがあり、電力・ガス取引監視等委員会は、承認をすることに異存はないことを回答しました。

(本資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 鍋島

担当者: 日高

電話: 03-3501-1585(直通)